

第49回 岩手県環境審議会大気部会

【日時】令和5年6月19日（月） 11時00分～

【場所】エスポワールいわて 大中ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 岩手県風力発電導入構想の廃止について

(2) その他

4 閉 会

配 付 資 料

次第

出席者名簿

資料 No. 1 岩手県風力発電導入構想の廃止について

資料 No. 2 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について

参考資料 岩手県風力発電導入構想

第 49 回岩手県環境審議会 大気部会 出席者名簿

日時：令和 5 年 6 月 19 日（月）11：00～

場所：エスポワールいわて 大中ホール

委員氏名	所属・職	摘 要
小野澤 章子	岩手大学 人文社会科科学部 准教授	出席 (リモート)
齊藤 貢	岩手大学理工学部 准教授	出席 (リモート)
丹野 高三	岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座 教授	出席 (リモート)
小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	出席 (リモート)
滝川 佐波子	岩手県医師会 常任理事	欠席
武田 哲	岩手県市長会 (滝沢市長)	欠席

【事務局】

環境生活部 環境生活企画室	グリーン社会推進課長	高橋 政喜
	特命課長	池田 享司
	主任主査	川端 徹
	主任主査	小原 譲
	主任	菊地 弘祐

岩手県風力発電導入構想の廃止について

1 経緯

(1) 風力発電に係る取組状況

- ・ 県は、風力発電の導入可能性が高いと見込まれる地域を示し、**開発事業者を誘致するため、岩手県風力発電導入構想を策定** (H27. 3)
- ・ 関係市町村等を構成員とする風力発電導入構想連絡会、庁内連携組織として立地円滑化チームを設置し、導入を促進
- ・ 現在までに、構想において**導入可能性の高い地区と選定された区域では想定設置規模を超える導入計画が策定**され、導入が進んでいるほか、**それ以外の区域にも新たな風力発電の立地が相当程度計画**されているなど、**風力発電の導入が進んでいる**。

表 風力発電導入構想選定地域周辺の現在の状況 (R5. 4. 1 現在)

想定設置規模	立地済	立地計画
最大 220MW 程度	76. 07MW	1164. 8MW

(2) 再生可能エネルギー導入を取り巻く状況

- ・ 令和 3 年には、**地球温暖化対策推進法が改正**され、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進するため、**市町村が促進区域や地域ごとの配慮事項を定めることができることになった**。(R4. 4 施行)
- ・ 令和 4 年度に行った第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂において、**促進区域の設定に関する岩手県基準を策定**

2 今後の対応

- ・ 導入可能性の高い地域への導入が進んだことから、風力発電導入構想については、一定の役割を終えたと判断し、**令和 5 年 6 月末をもって廃止**
- ・ 今後は、**促進区域の設定に関する基準の周知**を行うとともに、風力発電が適地に導入されるように、**市町村の促進区域設定に向けた取組等を支援**していく。(県市町村GX推進会議、再生可能エネルギー導入支援マップ、温暖化対策実行計画策定支援 等)

岩手県環境審議会運営規程の一部改正について (地球温暖化防止に関する事項の審議について)

1 趣旨

大気部会の審議事項とされている「地球温暖化防止に関する事項」について、県として脱炭素社会の形成を重点的に進める観点等から、審議会本体において幅広く議論するため、所要の整備を行うもの。

2 改正の理由

- (1) 令和5年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定したところ。
- (2) これらを踏まえ、今後における地球温暖化防止や脱炭素社会の形成に係る事項に関しては、複数の部会にまたがる内容であることや、多岐にわたる専門家の知見の下で審議を行う必要があることから、審議会本体において幅広く議論しようとするもの。

3 改正案

岩手県環境審議会運営規程新旧対照表（案）

改正前		改正後	
別表1		別表1	
部会名	審議事項	部会名	審議事項
大気部会	1～4 [略] <u>5 地球温暖化防止に関する事項</u>	大気部会	1～4 [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

4 備考

- (1) 地球温暖化防止に関する事項を審議する際には、必要に応じて環境省担当者等専門家にオブザーバー参加を求める。
- (2) 地球温暖化防止に係る計画改訂等、特に集中して審議すべき事項がある際には、運営規定第8条第2項に基づき「特別部会」を設置し、審議を行うこととする。

(参考)

(1) 部会の「審議事項」は岩手県環境審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第8条第4項により、「議決事項」は運営規程第9条第1項によりそれぞれ規定されている。なお、議決事項の内容は法令に基づき、基本的に計画や県民の権利の制限等に関する事項とされている。

(2) 大気部会以外の部会においては、審議事項は議決事項に関連するものが規定されているが、大気部会の審議事項である「地球温暖化防止に関する事項」には関連する議決事項がなく、審議のみを行うこととなっている状況にある。

○審議事項及び議決事項

部会名	審議事項 (別表1)	議決事項 (別表2)	議決事項の法令根拠
大気部会	1 大気汚染防止に関する事項	7 大気汚染測定計画の作成	※1 4：生活環境保全条例第33条第2項
	2 騒音防止に関する事項	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	3 振動防止に関する事項	5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	4 悪臭防止に関する事項	6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	5 地球温暖化防止に関する事項	(なし)	
水質部会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定	※1 水質汚濁防止法第21条
	2 土壌汚染防止に関する事項	3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定	
自然・鳥獣部会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画	※2 6：鳥獣保護管理法第4条第4項
	2 自然公園に関する事項	3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更	
	3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項	5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定	

	4 希少野生動植物の保護に関する事項	11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更	
温泉部会	5 温泉に関する事項	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分	※2 温泉法第32条

※1 環境基本法第43条

※2 自然環境保全法第51条

岩手県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めたときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。

- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
- 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表 2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分

岩手県風力発電導入構想

－目次－

1	構想策定の目的	2
2	地域選定	2
(1)	選定条件	2
ア	対象地域の選定	2
イ	地域選定に当たって考慮した条件	2
(ア)	風況	2
(イ)	希少猛禽類の生息状況	3
(ウ)	土地利用規制	4
(エ)	その他	6
(オ)	各種条件の重ね合わせ	7
(2)	導入可能性の高い地域	8
(3)	選定地域の概要	9
ア	二戸地域（稲庭高原周辺地区）	9
イ	二戸地域（折爪岳北側地区）	11
ウ	久慈地域（山形基幹牧場周辺地区）	13
エ	花巻西部地域（中山峠周辺地区）	15
3	今後の進め方	17
	【参考資料】	18
	・岩手県における再生可能エネルギー導入目標と実績	
	・岩手県の風力発電の主な導入事例	
	・導入構想の策定経過	

平成 27 年 3 月

岩 手 県

1 構想策定の目的

本県では、平成 24 年 3 月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、省エネと創エネで築く「低炭素社会の実現」を目指しています。

本県の再生可能エネルギーの賦存量は、総務省の「緑の分権改革」推進会議の推計において全国 2 位となっており、特に風力のポテンシャルが高くなっています。

したがって、風力発電の導入を一層促進していくため、導入可能性が高い地域を示し、事業化に向けた取組を進めていくことを目的とするものです。

2 地域選定

(1) 選定条件

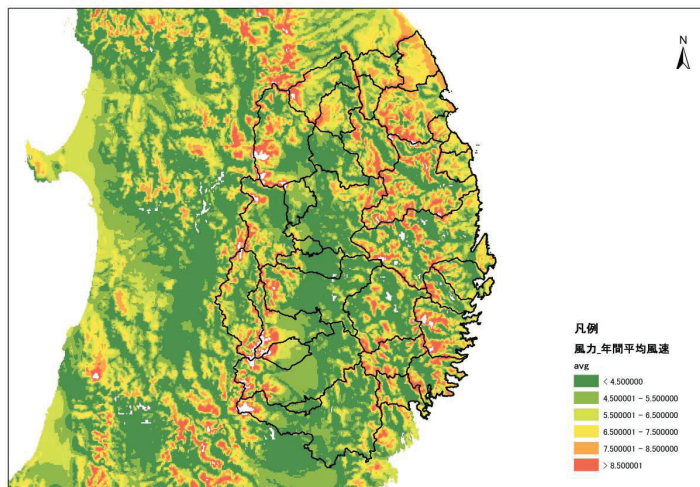
ア 対象地域の選定

「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ」（平成 25 年度作成、以下「導入支援マップ」という。）などの既存公表資料や、有識者へのヒアリング等をもとに、風況や希少猛禽類の生息状況、土地利用規制、送電線等を考慮し、風力発電の導入可能性が高いと考えられる地域を選定しました。

イ 地域選定に当たって考慮した条件

(ア) 風況

導入支援マップで用いられた「平成 23 年度東北地方における風況変動データベース作成事業委託業務」（平成 24 年、環境省）のデータから、年平均風速 5.5m/s 以上の地域を選定しました（地上高 80m）。



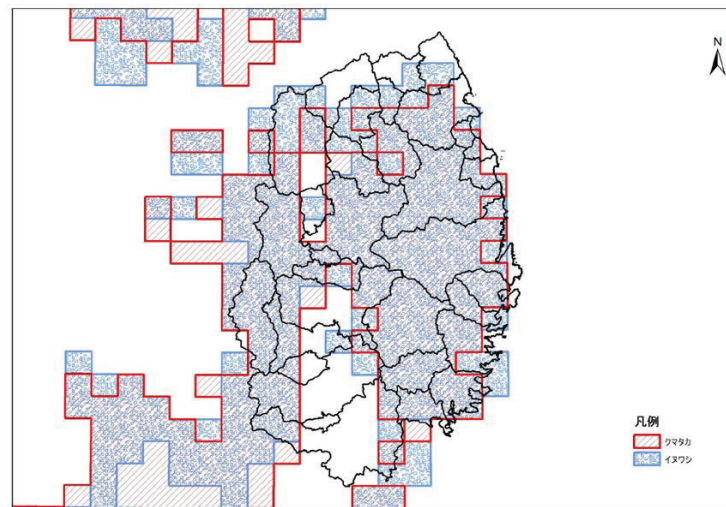
出典：「平成 23 年度東北地方における風況変動データベース作成事業委託業務」（平成 24 年、環境省）

図 1 風況マップ

(イ) 希少猛禽類の生息状況

導入支援マップで用いられた「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年、環境省自然保護局野生生物課）において、生態系への影響のうち特に注意が必要な希少猛禽類である、イヌワシ、クマタカの生息域情報（10km メッシュ）のデータを基に、有識者のヒアリングを行い、行動圏内となる可能性が低いと考えられる地域を選定しました。

なお、具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な調査を行う必要があります。



出典：「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ」データを基に作成

図 2 希少猛禽類の生息状況

(ウ) 土地利用規制

導入支援マップで用いられた土地利用規制情報のうち以下のものを考慮しました。

表1 土地利用規制情報

	土地利用規制等	規制の概要	選定における考え方
①	都市地域	都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としており、都市計画区域の指定により、土地利用、都市施設及び市街地開発事業等に関する都市計画が定められている。	都市計画区域のうち、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、社会環境への影響を考慮し、除外する。
②	自然公園地域	自然公園法及び県立自然公園条例は、自然公園に関する基本的事項を定めて、その保護と利用の増進を図り、もって国民の保健、休養等に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。自然公園は、すぐれた自然の風景地で、その保護及び適正な利用の促進を図る必要がある地域であり、地域区分ごとに行き規制が設けられている。なかでも特別保護地区や特別地域における工作物の新築等の行為は許可制となっている。	国立・国定公園並びに県立自然公園は地域を代表する自然の風景地であり、開発を規制すべき地域として除外する。
③	自然環境保全地域	自然環境保全法は、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としており、自然環境保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。	自然環境保全地域は、生物の多様性の確保、自然環境の保全のため指定された地域であり、除外する。
④	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護法は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境保全等に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。鳥獣保護区のうち、特別保護地区は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地区として指定され、建築物その他工作物の新築等について規制している。	鳥獣保護区特別保護地区は、鳥獣の保護のために必要な地域であり、除外する。
⑤	森林地域	保安林制度は、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施策を確保することによって森林のもつ保安機能を維持増進するための制度である。保安林又は保安施設地区内では立木の伐採等について制限が設けられている。	保安林の種類（水源かん養保安林、飛砂防備保安林等）によっては保安林内作業許可により、開発可能な場合が多いため、抽出段階では考慮しない。

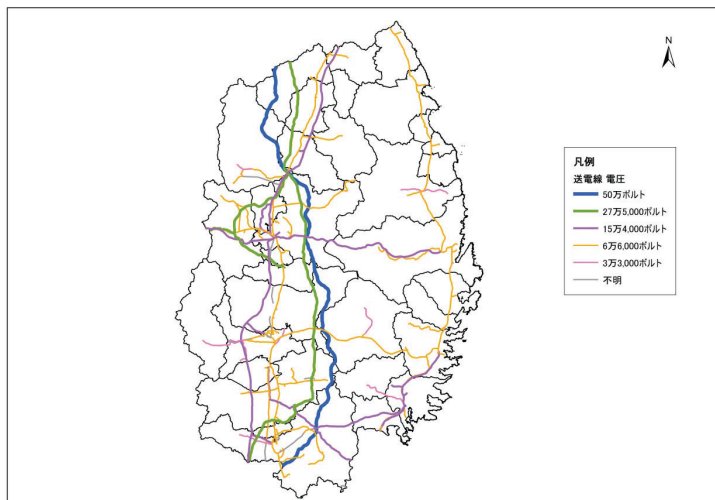
⑥	埋蔵文化財の包蔵地	埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のことであり、埋蔵文化財の包蔵地に指定されている区域で土木工事などの開発を行う場合は、文化財保護法の規定に基づき、届出が必要となる。	埋蔵文化財の包蔵地は、文化財保護の観点及び、埋蔵文化財調査等に長期間を要することから、除外する。
⑦	重要文化的景観	文化財保護法は、重要文化的景観の現状を変更する行為又はその保存に影響を与える行為を制限し、その保護を目的としている。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定され、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは届出が必要となる。	文化的景観の中でも特に重要なものは、県又は市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定されるものであることから、市町村等の施策との整合性を考慮し除外する。
⑧	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域	（砂防指定地）国民の生命財産を土砂災害から守るため、国土交通大臣が指定した砂防指定地区区域内において土砂災害を誘発するおそれのある行為を禁止あるいは制限している（砂防法）。 （急傾斜地崩壊危険区域）急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的として、知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を禁止あるいは制限している（急傾斜地法）。 （地すべり防止区域）地すべり被害を防ぐことにより、国土を保全し民生の安定を図ることを目的として、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域を国が地すべり防止区域に指定し、区域内の一定の行為を禁止あるいは制限している（地すべり等防止法）。	危険性や事業リスクを考慮すると大規模風力開発に適さないことから除外する。
⑨	景観計画区域	景観法及び景観条例は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、県内の対象地域の一般地域及び重点地域内で、指定された行為を行う場合は届出が必要となる。	開発行為等については届出が必要であり、周辺の景観に与える影響について協議することが必要であるが、風力開発の場所、規模等によって条件が変動することから抽出段階では考慮しない。
⑩	港湾区域	港湾区域は、港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な水域のことで、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者となるべき関係地方公共団体に対して認可した水域であり、港湾管理者が港湾法により管理権を行使する区域の一つである。港湾区域内で工事等を行う場合は港湾管理者の許可が必要となる。	港湾区域内で風力発電事業を行うには、港湾計画を変更し、再生可能エネルギーの導入エリアとして指定される必要がある。また、本業務では陸上風力を対象としていること、山間部のほうがより好風況と期待されることから、抽出段階では考慮しない。

(エ) その他

① 送電線

送電線への接続にあたり、地域内送電線の熱容量上の接続制約や既存送電線までの距離などについて、具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な調査を行う必要があります。

なお、東北電力管内における風力発電の受入量については、需給調整上の上限が設定されているため、引き続き、国に対して、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた施策の展開を要望していきます。



出典：「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ」データを基に作成
図3 送電線

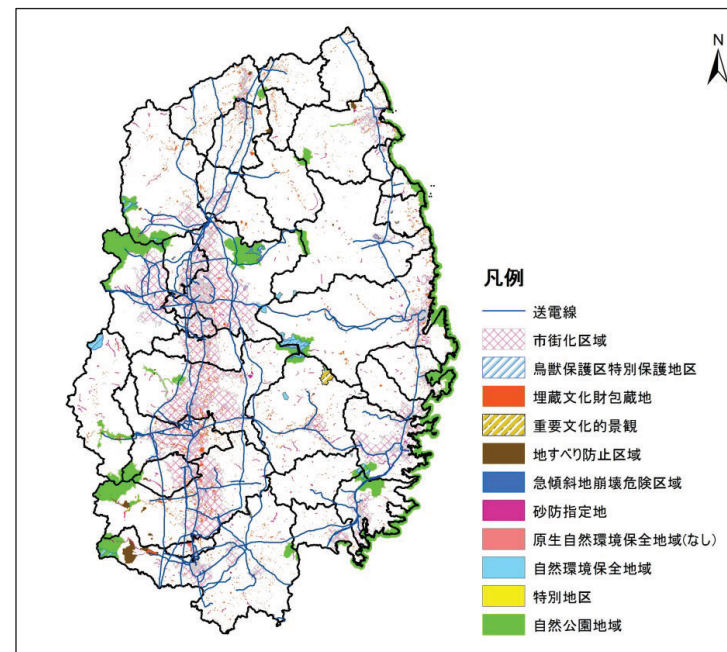
② 輸送路

建設にあたり、風車等の機器を現地に搬入するためには、十分な幅員・曲率等を備えた道路が必要となり、また、山間地の尾根等に設置する場合は、ウインドファームの構内道路は新設する必要があります。

なお、具体的に事業化を検討する際には、輸送の支障箇所の有無などについて、事業者において、詳細な調査を行う必要があります。

(オ) 各種条件の重ね合わせ

土地利用規制の条件と、送電線の条件を重ね合わせると、図4のとおりとなります。



出典：「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ」データを基に作成
図4 各種条件の重ねあわせ

(2) 導入可能性の高い地域

「(1)選定条件」で掲げた条件を考慮したうえで、大規模な風力発電の導入可能性が高い地域として、次の3地域4地区を選定しました。

ア 二戸地域（稲庭高原周辺地区）

- ・ 二戸市浄法寺町
- ・ 稲庭高原周辺に点在する牧野への設置を想定
- ・ 想定最大規模 100MW 程度

イ 二戸地域（折爪岳北側地区）

- ・ 二戸市と軽米町の境
- ・ 折爪岳北側の尾根への設置を想定
- ・ 想定最大規模 40MW 程度

ウ 久慈地域（山形基幹牧場周辺地区）

- ・ 久慈市山形町と九戸村の境
- ・ 山形基幹牧場を中心とした尾根への設置を想定
- ・ 想定最大規模 80MW 程度

エ 花巻西部地域（中山峠周辺地区）

- ・ 花巻市、北上市、雫石町、紫波町、西和賀町の境
- ・ 花巻市と西和賀町の境にある中山峠とその周辺の尾根への設置を想定
- ・ 将来的な候補として選定。

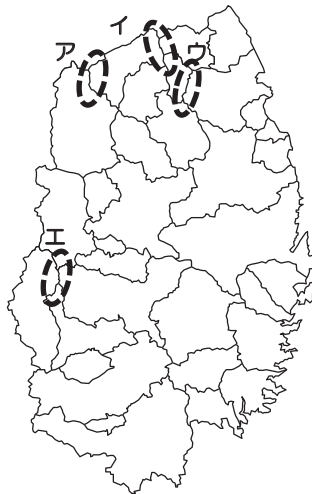


図5 導入可能性の高い地域

(3) 選定地域の概要

ア 二戸地域（稲庭高原周辺地区）

(ア) 選定理由

周辺に障害物が少なく、地域内に点在する牧野で高い風速が得られることや、希少猛禽類の生息状況、土地利用規制等を考慮して、稲庭高原周辺地区（二戸市の稲庭岳中腹を中心とした牧野）を選定しました。

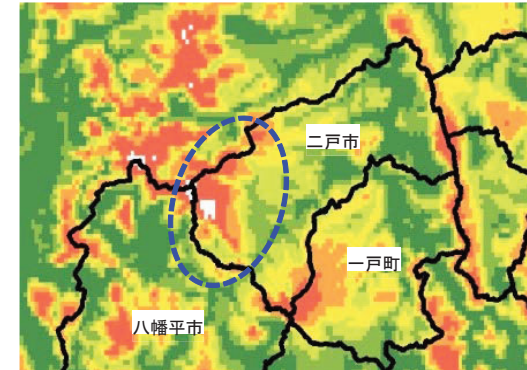


図6 風況（稲庭高原周辺地区）

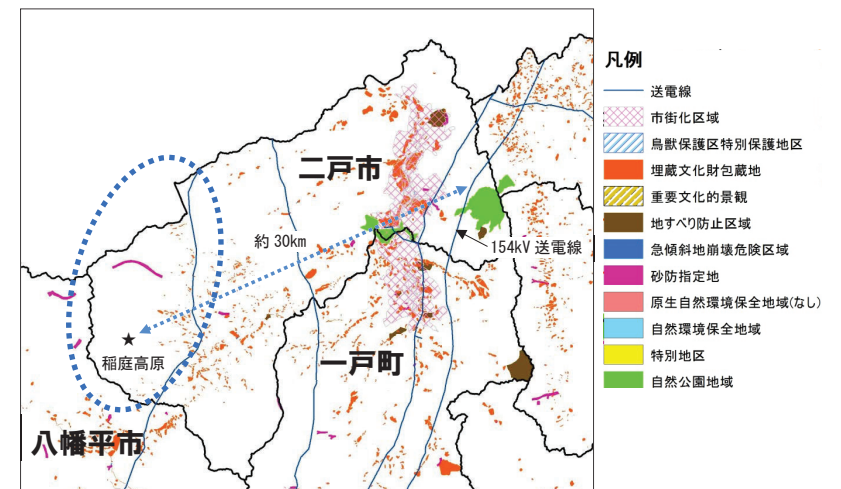


図7 土地利用規制等（稲庭高原周辺地区）

※土地利用規制等に係る地域の選定の考え方はP4を参照のこと。

(イ) 想定する導入規模

風車の配置計画及び設置規模は以下のとおりとしました。

表2 風車配置計画及び規模（稲庭高原周辺地区）

項目	内容
配置計画	稲庭岳中腹周辺に点在する牧野に配置
設置規模	100MW程度 (内訳) 2MW×50基程度を想定

※風車については、国内で導入可能な風力発電機の主流である2MW/基を想定しました。
 ※設置規模は、立地条件や社会経済情勢などにより変動します。

(ウ) 導入推進に当たっての留意事項等

- ・ 広大な稲庭高原の景観及び自然環境等を保全するため、環境影響評価の項目として特に景観及び動物・植物・生態系が必要であると考えられます。
- ・ 具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な事業計画の立案や、環境影響評価法、農地法及び森林法等の関係法令に基づく調査・手続きを行う必要があります。

イ 二戸地域（折爪岳北側地区）

(ア) 選定理由

折爪岳周辺で南北に延びる尾根が地形的に突出しており、尾根に沿って高い風速が得られることや、希少猛禽類の生息状況、土地利用規制等を考慮して、折爪岳北側地区（折爪岳から北側に伸びる尾根）を選定しました。

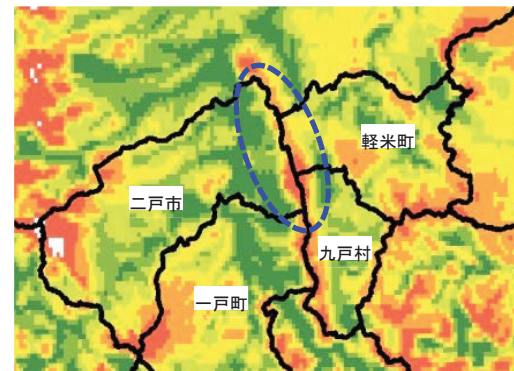


図8 風況（折爪岳北側地区）

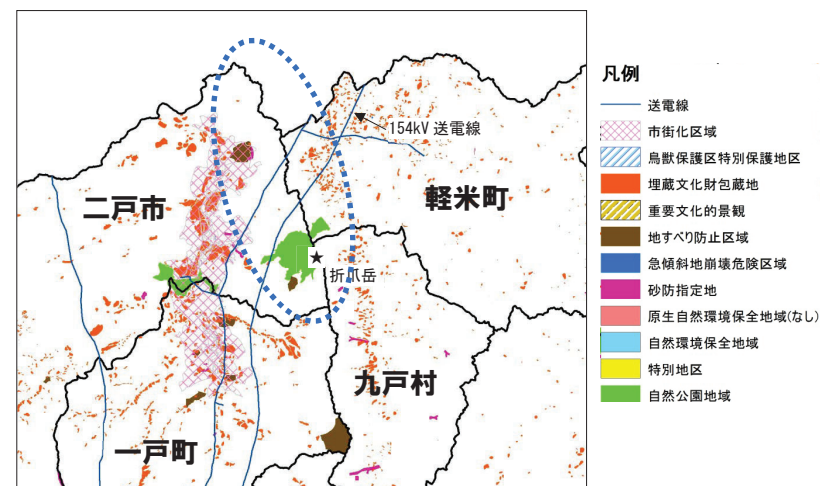


図9 土地利用規制等（折爪岳北側地区）

※土地利用規制等に係る地域の選定の考え方はP4を参照のこと。

(イ) 想定する導入規模

風車の配置計画及び設置規模は以下のとおりとしました。

表3 風車配置計画及び規模(折爪岳北側地区)

項目	内容
配置計画	折爪岳北側の屋根に沿って配置
設置規模	40MW程度 (内訳) 2MW×20基程度を想定

※風車については、国内で導入可能な風力発電機の主流である2MW/基を想定しました。
 ※設置規模は、立地条件や社会経済情勢などにより変動します。

(ウ) 導入推進に当たっての留意事項等

- ・ 県立自然公園に指定されている折爪岳周辺の景観及び自然環境等を保全するため、環境影響評価の項目として特に景観及び動物・植物・生態系が必要であると考えられます。
- ・ 具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な事業計画の立案や、環境影響評価法、農地法及び森林法等の関係法令に基づく調査・手続きを行う必要があります。

ウ 久慈地域(山形基幹牧場周辺地区)

(ア) 選定理由

周辺に風を遮る山地等がなく、尾根に沿って高い風速が得られることや、希少猛禽類の生息状況、土地利用規制等を考慮して、山形基幹牧場周辺地区(久慈市の山形基幹牧場を中心とした市町村界に位置する尾根)を選定しました。

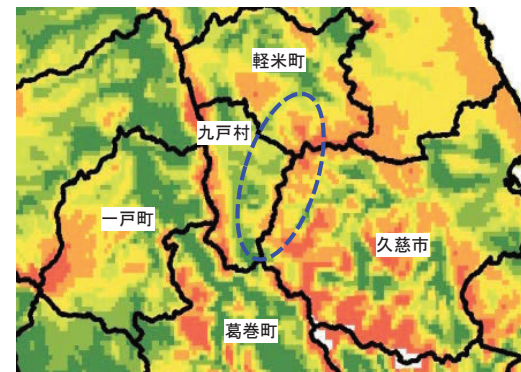


図10 風況(山形基幹牧場周辺地区)

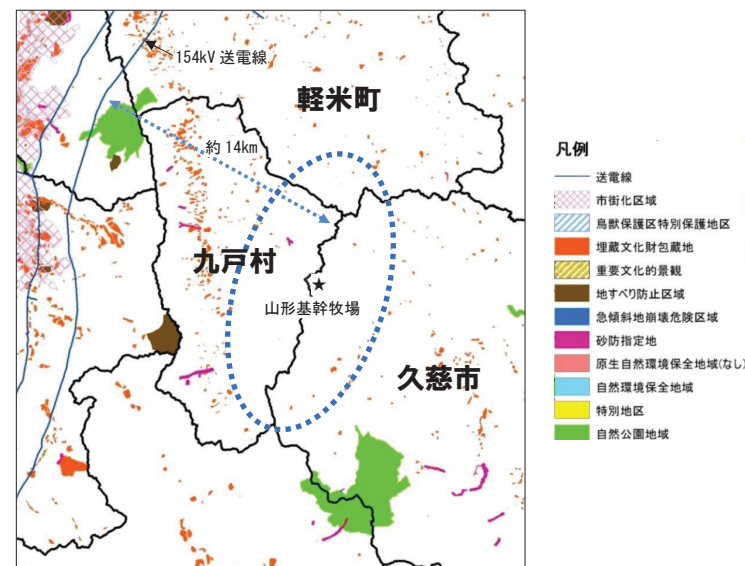


図11 土地利用規制等(山形基幹牧場周辺地区)

※土地利用規制に係る地域の選定の考え方はP4を参照のこと。

(イ) 想定する導入規模

風車の配置計画及び設置規模は以下のとおりとしました。

表4 風車配置計画及び規模（山形基幹牧場周辺地区）

項目	内容
配置計画	山形基幹牧場を中心とした尾根に沿って設置
設置規模	80MW程度 (内訳) 2MW×40基程度を想定

※風車については、国内で導入可能な風力発電機の主流である2MW/基を想定しました。
 ※設置規模は、立地条件や社会経済情勢などにより変動します。

(ウ) 導入推進に当たっての留意事項等

- 山形基幹牧場周辺の自然環境や眺望景観を保全するため、環境影響評価の項目として特に景観及び動物・植物・生態系が必要であると考えられます。
- 具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な事業計画の立案や、環境影響評価法、農地法及び森林法等の関係法令に基づく調査・手続きを行う必要があります。

エ 花巻西部地域（中山峠周辺地区）

(ア) 選定理由

広範囲にわたって高い風速が得られることや、希少猛禽類の生息状況、土地利用規制等を考慮して、中山峠周辺地区（中山峠とその周辺の尾根）を選定しました。

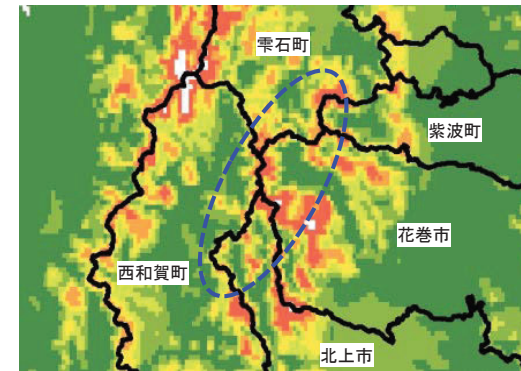


図12 風況（中山峠周辺地区）

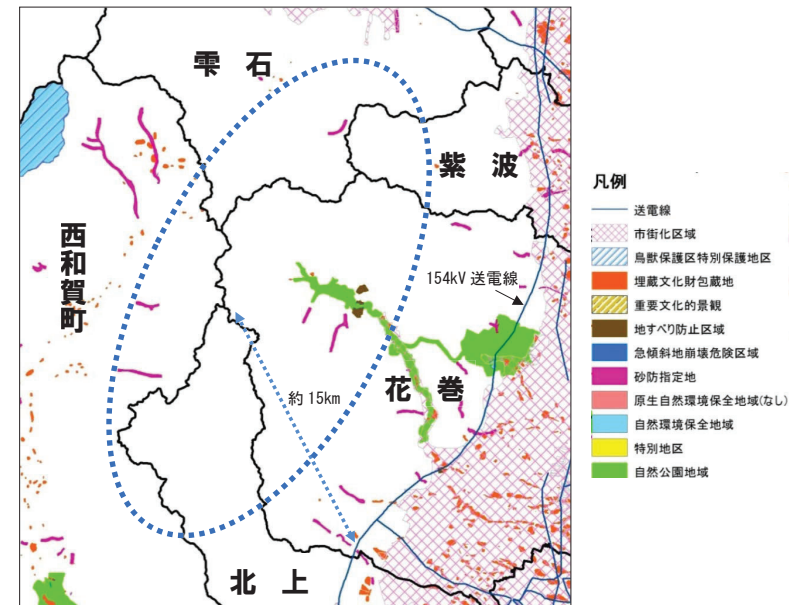


図13 土地利用規制等（中山峠周辺地区）

※土地利用規制等に係る地域の選定の考え方はP4を参照のこと。

(イ) 想定する配置計画

風車の配置計画は以下のとおりとしました。

表 5 風車配置計画（中山峠周辺地区）

項目	内容
配置計画	中山峠とその周辺の尾根に沿って配置

(ウ) 導入推進に当たっての留意事項等

- ・ 周辺地域にはカタクリが群生する自然環境等があり、環境影響評価の項目として特に景観及び動物・植物・生態系が必要であると考えられます。
- ・ 豪雪地域であることや、周辺に既存の道路・送電線等がないため、大規模な道路工事が必要な事業であることから、将来的な候補として選定した地域です。
- ・ 具体的に事業化を検討する際には、事業者において、詳細な事業計画の立案や、環境影響評価法、農地法及び森林法等の関係法令に基づき調査・手続きを行う必要があります。

3 今後の進め方

- (1) 県公式ホームページ及びいわて再生可能エネルギーポータルサイトでPRを行うとともに、企業訪問等により選定地域の周知を図っていきます。

※岩手県公式ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>

※いわて再生可能エネルギーポータルサイト <http://www.iwate-saiene.jp/>

- (2) 県と市町村の情報共有の場（導入構想連絡会等）を設け、円滑な立地を支援していきます。

- (3) 市町村と事業者が連携・協力し、地域に根ざした風力発電の導入を促進していきます。

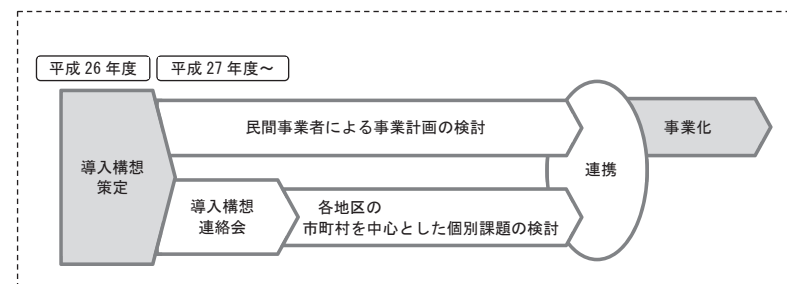


図 14 導入構想策定後の取組イメージ（推進体制の構築方法）

【参考資料】

1 岩手県における再生可能エネルギー導入目標と実績

エネルギー種別	【基準年】	【実績】			【目標】	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成32年度	
電力利用	太陽光発電	35MW	44MW	63MW	121MW	140MW
	風力発電	67MW	67MW	67MW	67MW	575MW
	地熱発電	104MW	104MW	104MW	104MW	164MW
	水力発電	275MW	275MW	275MW	275MW	276MW
	バイオマス発電	2MW	2MW	2MW	2MW	2MW
	計	482MW	491MW	510MW	568MW	1,157MW
熱利用	23千kl	24千kl	24千kl	26千kl	28千kl	

※計の欄は、端数処理のため一致しない場合があります。

※目標値：「岩手県地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月策定）

2 岩手県の風力発電の主な導入事例

発電所名	市町村	事業者名	出力	運転開始
エコ・ワールドくずまき風力発電所	葛巻町	エコ・ワールドくずまき風力発電(株)	1.2MW	平成11年6月
稲庭高原風力発電所	二戸市浄法寺町	岩手県企業局	2.0MW	平成13年9月
グリーンパワーくずまき風力発電所	葛巻町	(株)ジェイウインド	21.0MW	平成15年12月
ユーラス釜石広域ウインドファーム	釜石市、遠野市、大槌町	(株)ユーラスエナジーホールディングス	42.9MW	平成16年12月

3 導入構想の策定経過

- 平成26年8月 風力発電導入構想策定業務 委託契約締結（～平成27年3月）
 受託者：国際航業株式会社
- 9月 事業者との意見交換会（10社15名が参加）
 県の導入推進施策の説明及び日本風力発電協会による講演
- 10月 市町村との意見交換会
- 12月 調査対象地域における説明会
- 平成27年2月 成果（中間）報告会（24社35名が参加）
- 3月 風力発電導入構想策定

【問合せ先】

岩手県 環境生活部 環境生活企画室
 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
 電話 019-629-5272
 F A X 019-629-5334
 E-mail AC0001@pref.iwate.jp